

沖縄市社会福祉大会表彰・感謝規程

(第18回以降)

1. 表彰・感謝の目的

市の社会福祉事業のため功労があり、また他の模範となる個人（故人を含む）団体に対して表彰状または感謝状を贈呈し、その功労をたたえ、併せて社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

2. 表彰・感謝の対象

- (1) 特別功労者
- (2) 社会福祉事業永年勤続功労者
- (3) 優良社会福祉団体
- (4) 模範自立更生者

3. 表彰・感謝の対象範囲

- (1) 特別功労者
 - イ. 社会福祉事業に特に功労顕著である者。
 - ロ. 社会福祉事業に多額に金品を寄与し、社会福祉の振興に貢献した者。
 - ハ. 社会福祉事業に対する奉仕活動が特に顕著な者。
- (2) 社会福祉事業永年勤続功労者
 - イ. 民生委員（福祉委員の在任年数を含む）として10年以上勤めた者。
 - ロ. 社会福祉事業に10年以上勤務し、現にその職にある者。あるいは退職した者。
※在任（職）期間が中断されている場合は、在任（職）期間を通算するものとする。
- (3) 優良社会福祉団体
社会福祉活動が優秀で他の模範となる地域団体。
- (4) 模範自立更生者
社会手逆境にもかかわらず努力し、立派に自立更生をはたした者。

4. 被表彰・感謝の推せん及び決定

- (1) 推せん団体・自治会・機関の長がこれをなす。ただし、本委員からも推せんすることができる。
- (2) 被表彰者の決定は前項より推せんされた者のなかから表彰委員会がこれを行う。

沖縄市社会福祉大会表彰・感謝規程の内規

(1) 特別功労者

イ. について

- ① 団体の役員功労として推薦する場合は、当該推薦団体の正副会長（代表者もしくはそれに準ずる職務）を経験したもので、原則として退任したものの。この項目で表彰されたものは、沖縄県社会福祉大会へ沖縄市社協より表彰推薦される。
- ② 上記以外の役員については、永年勤続（10年）にて対応する。

ロ. について

- ① 表彰状の部は、過去5か年間に於いて100万円金品の寄贈があったもの。この項目で表彰されたものは、沖縄県社会福祉大会へ沖縄市社協より表彰推薦される。
- ② 感謝状の部は、過去5か年間に於いて10万円以上、100万円未満の金品の寄贈があったもの。
- ③ 上記いずれの場合においても、沖縄市社協及び市内福祉施設団体へ寄付されたものがその対象となる。

ハ. について

- ① ここで言う奉仕活動とは、主として「個人単位」で活動するものを指す。よって「団体」としての活動は、(3)の『優良社会福祉団体』でもって推薦されるものとする。また、すでに『優良社会福祉団体』として表彰された当該団体の構成員個人の表彰は、減億と認められない。ただし、所属団体の活動内容と異なる個人的な活動はその限りではない。
- ② 原則として、活動暦5年以上とする。

(2) 社会福祉事業永年勤続功労者

イ. について

- ① 勤務期間の最終月日は、当年の11月30日とする。

ロ. について

- ① 勤務期間の最終月日は、大会当日とする。
- ② 福祉事業に従事する職員（常勤・非常勤問わず）、並びに正副会長以外の役員とする。
※この場合、組織の会員及び構成員は含まれない。

(3) 優良社会福祉団体

- ① 当該推薦団体における活動歴が、5年以上の団体とする。

(3) 模範自立更生者

- ① 日常生活において「自立」している様子が明らかなこと。

② 就労していること。もしくは社会活動を積極的に行っていること。

※この場合、会員の会活動等は認められない。

- 原則として、同一の対象項目について、再表彰はないものとする。ただし、(1)のロについてはその限りではない。